邑南町人権施策推進基本方針

平成２７年１２月

邑　　南　　町

目　　次

第１章総論

１．基本方針策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

２．基本方針策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

（１）国際的な状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

（２）国の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

（３）邑南町の取り組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

３．基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

（１）基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

（２）基本方針の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第２章各論

１．あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

（１）学校教育等における人権教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

（２）社会教育における人権教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

（３）家庭における人権教育の推進・・・・　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

（４）企業や地域社会における人権教育・啓発の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

（５）人権に関わりの深い職業従事者（特定職業従事者）に対する人権教育の推進・・ 12

２．重要課題への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

（１）女性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15

（２）子ども・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

（３）高齢者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

（４）障がいのある人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

（５）同和問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23

（６）外国人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26

（７）患者及び感染者等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27

（８）犯罪被害者とその家族・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29

（９）刑を終えて出所した人等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

（10）インターネットによる人権侵害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

（11）性的少数者（ＬＧＢＴ）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31

（12）虐待や体罰の問題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32

（13）その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

資料編

○　日本国憲法（抄）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
○　世界人権宣言　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・38
○　「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画・・・・・・・・・・・・・・44
○　人権教育及び人権啓発の推進に関する法律　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58

第１章　総論

１．基本方針策定の趣旨

1945（昭和 20）年に国際連合（以下「国連」という。）が設立され、その３年後の 1948（昭和 23）年の第３回国連総会において、すべての人民とすべての国とが達成すべき人権の共通の基準を定めた「世界人権宣言」が採択されました。

また、我が国においては、1947（昭和 22）年に「基本的人権の尊重」を基本とする日本国憲法が施行されました。日本国憲法においては、第 11 条で「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」と、また第 14 条では、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と定め、これらを総括する第三章において基本的人権の尊重について明文化されています。

以来、国内外において人権尊重のための様々な取り組みが行われてきました。その結果、着実に人権尊重の意識は高まっていますが、その一方で、国際的には民族紛争や宗教対立、テロ行為など、平和、人権、民主主義を脅かす様々な問題が発生しています。

我が国においても、これまで、国民的課題である同和問題や、女性、子ども、高齢者、障がいのある人などに関わる人権問題に対し、人権が尊重される社会の実現を目指して様々な取り組みが進められてきました。しかし、依然として多くの人権問題が残存しています。また、社会情勢の急速な変化に伴い、ドメスティックバイオレンス（ＤＶ（親密な関係にある者から振るわれる暴力））や児童・高齢者・障がいのある人への虐待及び性的少数者（ＬＧＢＴ（レズビアン＝女性同性愛者、ゲイ＝男性同性愛者、バイセクシュアル＝両性愛者、トランスジェンダー＝心と体の性の不一致、の頭文字をとった総称のこと））への人権侵害やインターネットを悪用した人権侵害など新たな問題が顕在化し、人権問題はますます多様化、複雑化の傾向にあります。今後とも、様々な人権課題の解決に向け、人権教育・啓発のより積極的な取り組みが求められます。

邑南町においても、これまで実践してきた人権教育をはじめ様々な啓発活動を一層積極的に取り組むことが求められています。

そのため、2013（平成 25）年に実施した「人権に関する意識調査」の結果を踏まえ、町民一人ひとりが認識を高めてあらゆる差別や偏見をなくし、町民だれもが心豊かに誇りを

もって暮らせる社会の実現を目指すため「邑南町人権施策推進基本方針（以下「基本方針」という。)」を策定するものです。

２．基本方針策定の背景

（１）国際的な状況

20 世紀において人類は、二度にわたる世界大戦の反省から、人権の重要性は国際的に高まり、1948（昭和 23）年 12 月 10 日、第 3 回国連総会において「世界人権宣言」を採択しました。この宣言では「すべての人間が人間として尊重され、自由であり、平等であり、差別されてはならない」ということを定め、国際社会における基本的なルールの柱となっています。

この「世界人権宣言」の精神を具現化し実行性のあるものにするために、「国際人権規約」をはじめ「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約)」、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約)」、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約)」などの人権に関する条約が次々に採択されました。また、人権に関する「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障がい者年」、「国際高齢者年」など、重要なテーマに沿った「国際年」を定め取り組みを進めてきました。

しかしながら、こうした数々の取り組みにもかかわらず、世界各地で地域紛争や民族紛争、テロ行為などが起こり、これに伴う顕著な人権侵害や難民の発生など、深刻な問題が表面化しました。こうした中で、人類は「平和のないところに人権は存在し得ず、人権のないところに平和は存在し得ない。人権尊重が平和の基礎である。」という教訓を得て、国際社会全体で人権問題の解決に向けて取り組む機運が高まりつつありました。

ユネスコにおいて、1993（平成 5）年には、「人権と民主主義のための教育に関する世界行動計画」が採択され、同年、ウィーンで開催された「世界人権会議」では、人権教育の重要性を確認した「ウィーン宣言」及び行動計画が採択されました。

このような経緯を経て、1994（平成 6）年の第 49 回国連総会で、1995（平成 7）年から 2004（平成 16）年までを「人権教育のための国連 10 年」とする決議とともに、理解を深めるための具体的プログラムとして「人権教育のための国連 10 年行動計画」が採択され、人権という普遍的な文化を世界中に構築するための取り組みが開始されました。この計画の取り組みにより各国において行動計画が策定されるなど、様々な取り組みが推進されてきました。.

さらに、2004（平成 16）年の第 59 回国連総会において、人権教育がすべての国で取

り組まれるよう「人権教育のための国連 10 年行動計画」を継承する取り組みとして「人権教育のための世界計画」を 2005（平成 17） 年から開始する決議が採択され、2009（平成 21）年まで「初等・中等教育における人権教育」に、2010（平成 22）年から 2014（平成 26）年まで「高等教育のための人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム」に重点をおいた取り組みが進められました。

（２）国の取り組み

国内においては、1947（昭和 22） 年に、三原則の 1 つに「基本的人権の尊重」を掲げる日本国憲法が施行され、1956（昭和 31）年には、我が国も国連に加盟して、国際社会の仲間入りを果たしました。

そして、「国際人権規約」をはじめ「女子差別撤廃条約」、「子どもの権利条約」、「人種差別撤廃条約」など、多くの人権に関する諸条約を批准するとともに、国連が提唱する「国際婦人年」、「国際児童年」、「国際障がい者年」などの「国際年」について積極的に取り組みながら、国際的な人権保障の潮流に沿った方向で人権施策の充実・普及を図ってきました。

また、我が国固有の人権問題である同和問題については、1965（昭和 40）年の同和対策審議会答申を受け、1969（昭和 44）年に「同和対策事業特別措置法」（2002（平成 14）年 3 月末終了）を制定し、法に基づく施策を進めてきました。1996（平成 8）年に、地域改善対策協議会から出された「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」の意見具申では、「国際社会における我が国の果たすべき役割からすれば、まずは足元ともいうべき国内において、同和問題など様々な人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である。」と述べています。

これらを受けて、1996（平成 8）年に「人権擁護施策推進法」が制定され、この法に基づく審議会が設置される中で、1999（平成 11）年に、今後の人権教育・啓発の基本的在り方を示す答申が出されました。

また、国連の「人権教育のための国連 10 年」の決議を受けて、1995（平成 7）年には、内閣に「人権教育のための国連 10 年」推進本部を設置し、1997（平成 9）年「『人権教育のための国連』10 年」に関する「国内行動計画」が策定され、国際的な流れと連動した取り組みが関係府省で開始されました。

さらに、2000（平成 12）年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（人権教育・啓発推進法）」が制定され、人権教育・啓発に関する基本的な計画の策定が国及び地方公共団体の責務であると規定されました。これに基づき、2002（平成 14）年には「人

権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進することになりました。2008（平成 20）年に、「人権教育の指導方法等のあり方について（第三次とりまとめ）」が出され、今日まで人権教育の指導方法や教材など学校現場での指導に活かされています。

このほかにも国内では、「男女共同参画社会基本法」や「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」 、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV 防止法)」 、「犯罪被害者等基本法」、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(高齢者虐待防止法)」、「障害者総合支援法」、「障害者差別解消法」など、個別の人権関係法の制定により、「人権の世紀」といわれる 21 世紀を実現することを目指して様々な取り組みが積極的に進められています。

（３）邑南町の取り組み

邑南町は、2004（平成 16）年 10 月 1 日に、石見町、瑞穂町、羽須美村が町村合併し誕生しています。町においては、2005（平成 17）年 3 月 6 日に「邑南町人権・同和教育推進協議会」を設立し、同月 22 日に「邑南町『人権尊重の町』宣言」、「邑南町『非核平和の町』宣言」をしています。また、2005（平成 17）年 3 月 26 日に制定した「邑南町民憲章」には「人を尊び、心のかよう、和やかな町をつくります」と、人権問題に対する積極的な取り組みを行うことを明示しています。さらに、2007（平成 19）年 3 月に「邑南町同和問題啓発・教育基本構想」を策定し、2014（平成 26）年 11 月 1 日には「邑南町『男女共同参画推進の町』宣言」を行いました。

これらを基本に、同和問題をはじめとする個別の人権問題に対して、国や県、関係機関や団体等と連携しながら、その解決に向けて取り組んでおりますが、依然として課題があります。

2013（平成 25）年に行った「人権に関する町民意識調査」の結果をみると、人権侵害を受けたと感じたことがある人が、2011（平成 23）年に島根県が行った「人権問題に関する県民意識調査」では 4 人に 1 人であったのに対し、邑南町では 3 人に 1 人となっています。その内訳をみると、女性の割合が高く、内容としては「地域社会におけるしきたり・習慣・役割分担や近所の人の言動」が最も多くなっています。合理的根拠のない言い伝えなどを「当然のこと」、「おかしいと思うが自分だけ反対しても仕方がない」と思う割合が高いという結果もでており、地域社会でのしきたりや風習が根強く残っていることがうかがえます。2006（平成 18）年に行った「人権・同和問題に関する町民意識調査」と比較しても、若年層で、古くからの言い伝えや考え方を受容するなど意識が後

退している傾向が見られます。また、過去 3 年間に人権問題に関する講演会や研修会に参加したことがない人の割合が 55%であった現状からも、学校での人権教育や、社会全体における人権学習の機会を増やすことが必要です。

こうしたことを踏まえ、様々な人権問題や差別の現状と課題を明らかにし、人権が尊重され差別の解消に向けた人権施策の基本的な方向を示すとともに、行政機関や各種団体をはじめ地域ぐるみで人権教育・啓発を計画的に推進していくため「邑南町人権施策推進基本方針」を策定することとしました。

３．基本理念

（１）基本的な考え方

人権とは、「人間が人間らしく生きていくために、誰もが生まれながらにもっている侵すことのできない基本的権利」と言えます。

一人ひとりの個性や違いを尊重し合い、様々な文化や多様性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、共に支え合う「共生の心」の醸成に努めるとともに、人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根付き、次の世代へと継承されていくような「人権という普遍的な文化」を創出していくことが大切です。

「邑南町『人権尊重の町』宣言」においては、「すべての人が幸せに生きるためには、お互いの人権を尊重しあうことが必要不可欠であり、その努力をしていかなくてはなりません。よって、私たち町民一人ひとりが自らの人権意識を高め、すべての人々の人権が守られ、差別や偏見のない明るく住みよい社会を築くため、宣言します。」としています。

このことを踏まえ、心豊かで生きがいのあるまちづくりを進めていく上で重要なことは、町民一人ひとりの人権が尊重される社会とすることです。 そのためには、町民一人ひとりに人権の意義や重要性が知識として身に付くとともに、相手の立場に立って理解し、行動できる人権感覚を十分身に付け人権意識を育てることが必要であり、人権教育・啓発を一層積極的に推進することが大切です。

この「基本方針」は、学校、家庭、職場、地域社会において人権教育・啓発が行われ、人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根づき、「町民一人ひとりの人権が尊重された、心豊かで住みやすいまちづくり」に取り組むことを基本理念とします。

（２）基本方針の性格

この「基本方針」は、国が策定した「『人権教育のための国連 10 年』に関する国内行動計画」及び「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」並びに「島根県人権施策推進基本方針」の趣旨を踏まえるとともに、当町における人権教育・啓発に関する基本的方向を示し、その施策を推進するためのものです。

また、この「基本方針」は、関連する各種の計画等との整合性を保ち、当町で実施する諸施策における人権教育・啓発分野に係る基本的な指針となるものです。

なお、この「基本方針」は社会情勢等の変化に応じて、必要な見直しを適時行います。

第２章各論

１．あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発は、人権の意義や重要性を知識として認識するだけではなく、日常生活の中で態度や行動となって現れることを目指しています。そのためには町民一人ひとりが、様々な人権問題についての認識を深め、その解決を自らの課題としてとらえるとともに、差別をなくす実践力が高められるよう、家庭、学校、地域社会、職場などのあらゆる場を通じて、人権教育・啓発を推進していく必要があります。

2013（平成 25）年に実施した「人権に関する町民意識調査」では、各部門で「教育や研修、啓発が必要である」という意識が最も高くなっているものの、「過去 3 年間に人権問題に関する講演会や研修会に参加した回数」の問いに対しては「参加したことがない」が 55%と最も高く、多様な研修機会の充実と啓発が必要になっています。また、2006（平成 18）年に実施した「人権・同和問題に関する町民意識調査」と質問項目が同様なものを比較してみると全体では微増ながら人権意識の改善が見られるものの、若年層では、同和問題をはじめとする様々な人権問題について自己課題化されにくくなっていることがわかります。このことからも、現在行っている人権教育や啓発を同和問題と他の様々な人権問題を絡めて更なる形態を創造し、若年層への人権教育・啓発を進めていく必要があります。

（１）学校教育等における人権教育の推進

学校、保育所（園）は、子どもの発達段階に応じて、集団生活の中で他人との関わりを学ぶ場です。そして様々な活動を通じて、子どもが人権尊重の精神を育み、意識を高め、命の尊さや他人の痛みが理解できる心、お互いの違いを認め合う心、そうした豊かな人間性を培う場として重要な役割を担っています。

学校、保育所（園）における人権教育では、自分と異なる個性を尊重し、自分と違う環境の中で育ってきた人々と豊かな相互関係を深め、人権意識を高めるとともに、「いじめ」など、あらゆる人権侵害を許さない態度や実践力のある子どもの育成を図ります。

また、家庭や地域と連携しながら、学ぶ権利をはじめ、一人ひとりの子どもの権利が保障され、互いに人権を尊重し合う学校・学級づくりを進め、生きる力の向上と進路の保障に努めます。

① 保育所（園）における人権教育の推進

乳幼児期は、人間形成の基礎を培う極めて重要な時期であり、一人ひとりの子どもの個性を十分に理解し、発達の段階や個性に応じた保育を実施することが必要です。保育所では「人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと（保育所保育指針 3 保育の原理（1）保育の目標）」を進めることにより、保育内容の充実を図っていきます。

人権が尊重され、豊かな人間性を育むことが、その後の子どもの成長にとって極めて重要です。子どもたちは、友達と意欲をもって様々な活動に取り組み、充実感や満足感を味わうことで豊かな心や健康な体に育っていきます。

一人ひとりの子どもの育ちや個人差等にも留意し、自然や動植物と親しんだり、ふれ合ったりすることなどを通じて、命の大切さや愛情を感じ、また、自分の思いを伝え、相手の気持ちに配慮することができる豊かな心を育てる取り組みを進めます。

② 学校教育における人権教育の推進

文部科学省の「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議による『第三次とりまとめ』」（2008（平成 20）年 3 月）、「島根県人権施策推進基本方針－人権教育・啓発の推進のために－」（2000（平成 12）年）、「島根県人権施策推進基本方針（第一次改定）」（2008（平成 20）年）や「人権教育指導資料」（2002（平成 14）年～2015（平成 27）年 3 月現在、第 2 集を編集）に基づいて、同和教育をすべての教育活動の基底に据え、すべての児童・生徒の進路保障を学校教育の柱として推進する体制づくりと実践を図ります。

すべての児童・生徒の進路保障を実現していくためには、児童・生徒が安心して就学できる環境を積極的に整えることや公正な採用選考を実現するなどの取り組みが求められます。そして、同時に大切なことは、児童・生徒が将来への明るい展望を抱き、夢の実現に向けて自ら主体的に学ぶ力を身に付けるような取り組みを実践し、子どもたちを支援し続けることです。

こうした取り組みを進めていくにあたっては、個々の子どもへの寄り添いを基盤にしつつ、同時に仲間の気づきや思いを共有でき、また支え合える仲間づくりが必要です。そのためには、学校や学級で起きる様々な出来事や取り組みを通して、主体的に問題を解決できる力や人とつながる力を育てていかなければなりません。そこで培われた子どもたち同士の強いつながりや支え合いによって、差別や困難に立ち向かえる意欲や力が発揮されます。

また、こうした人とつながる力は、様々な価値観を持つ人たちと共によりよい社会を創り出すための基盤となります。

子どもたちが生きていくこれからの社会は、変化の激しい、不透明な社会であり、不当な差別や偏見に誰もが出会う可能性があります。そのため、確かな知識や人権感覚を身に付けさせることや差別をなくしていこうとする意欲と実践力を高めることも学校教育の大きな責務です。

このような取り組みを実践していくためには、管理職が先頭に立ち、教職員集団の意識の共有化を図るとともに人権感覚を高め、子どもたちの進路保障の実現に取り組める力量を育成していくことが強く求められます。

そのため、関係機関等との連携を図り、研修の一層の充実を図ります。

③　学校・家庭・地域社会の連携

人権尊重の精神や態度は、家庭教育に始まり、保育所（園）での保育、小学校から高等学校にかけての教育、そして地域社会とのかかわりの中で養われます。幼児・児童・生徒が主体的に人権について学習し、行動する力を培うため、学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育を推進します。

（２）社会教育における人権教育の推進

社会教育においては、すべての人々の人権が真に尊重される社会の実現を目指し、人権を重要な課題として取り上げ、家庭教育の充実も考慮しながら、人権に関する学習機会の場を確保し、関心が高まるように内容の充実・改善を図る必要があります。その中で、人権問題を単に知識として学ぶだけではなく、日常生活において、自然に態度や行動に表れるような人権感覚を養っていくことが求められます。

現在の社会教育における人権教育では、自らの生活の中で人権に関する社会構造や習俗など様々な問題に気づき、自らの学習・研究活動によって解決しようとする町民の育成が求められています。

また、急速に進化する技術や、それに即応し変化する社会の中にあって、新たな人権問題の発生も危惧され、そうしたことに対し遅れることなく適切に対応することも求められています。

そのために、公民館をはじめとする社会教育施設では、幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、学校や家庭、地域社会との連携を図りながら、あらゆる問題、新たな課題に直面した時に、実態の把握やどこに問題があるかを正しく認識するなど人権問題を構造的に理解し、「差別をしない生き方」人権感覚を養う学習機会を提供し、内容の充実と

啓発の推進に努めます。

① 公民館等における人権教育の充実

「邑南町同和問題啓発・教育基本構想」に、「同和問題を中心とする人権問題の学習を、公民館における学習活動全体の基底に据えた取組が必要である」と位置づけており、それに基づき人権に関する多様な学習機会を提供してきました。今後もさらに、人権問題についての町民の学習意欲を高め、正しい理解と認識を高めるため、講座、研修会や移動公民館等に出かけての小グループへの啓発など、学習内容に工夫を凝らすとともに多様な学習の機会の提供に努めます。

特に、公民館においては、専門的で質の高い人権教育の実施を目指します。

② 人権に関する講演会・イベントの実施

これまで開催している講演会や学習会等については、町民が積極的に参加しやすい雰囲気のものに改善するほか、人権を考える場となるようなイベントの開催や人権問題に関する講演会等の機会を増やすなど、啓発活動に努めます。

③ 社会教育関係団体等における人権学習の促進

社会教育団体は活動基盤は地域にあり地域を基盤として活動しており、人権が尊重される地域社会づくりのためには社会教育関係団体の役割は大きなものがあります。そのため保育園保護者会、PTA、女性団体、男女共同参画推進団体、ボランティア団体などへ学習機会の提供が必要です。また、自主的な人権学習を推進するための学習支援に努めるとともに、人権イベントの開催団体などと連携を図ります。

社会教育団体については、公民館との協働により開催される講座、研修への参加を促すとともに、自主的な学習活動の促進を図ります。

また、団体相互の交流と情報交換を進め、広がりを持った町民活動ができるよう啓発に努めます。

（３）家庭における人権教育の推進

家庭は、すべての教育の出発点であり、個人の人権を尊重し生命の尊さを認識させ、基本的な社会性を身につけさせるなど、人格形成の基礎として人権意識を育む上で極めて重要な役割を果たすものです。

近年、核家族化といった家庭環境の変化や、少子高齢化による社会現象により、家庭での教育機能が低下し、子どもや高齢者に対する虐待、ネグレクト及びドメスティック・バイオレンスなど、家庭での人権問題が顕在化しています。

また、いじめの未然防止のためには、家庭が本来担うべき教育の場としての機能が発

揮される必要があります。親が持っている人権感覚は、その態度や行動を通じて子どもに伝わるものであり、親自身が他人に対して偏見を持たず、差別をしないことなどを日常生活の中で、子どもに示していくことが必要です。

そこで、学校、地域、関係機関、各種団体等が相互に連携しながら、人権感覚が身に付くことを目指した家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供に努めるとともに、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の充実など、教育への支援に努めます。

① 多様な学習機会や情報の提供

家庭は、子どもの人権、女性の人権、高齢者の人権、性的少数者の人権など様々な人権問題の関わりの深いところであり、家族との会話の中でお互いが正しく学び合い、日頃から人権問題について認識を深めることで、子どもにとって、より身近な学習の場として位置づける必要があります。そのために、社会教育施設などと連携を図り、家庭教育に関する学習機会や情報の提供に努めます。

② 相談事業の実施

子育てや介護、家庭内暴力などの不安や悩みを持つ家族に対する相談事業などを通して、家庭の教育力向上の支援に努めます。

③ 男女が協力しあえる家庭づくりの推進

家庭内における男女の固定的性別役割分担意識の解消を促すため、男性が家事や育児などに参加できるように実践力のつく講座・教室を行うほか、男女共同参画社会の実現に向けた家庭づくりを推進するため、広報・啓発に努めます。

（４）企業や地域社会における人権教育・啓発の推進

企業や地域社会においても、人権思想の普及・高揚を図るための人権教育・啓発を推進し、人権尊重の意識の醸成に努めます。

企業が持続的発展を遂げていくためには、社会的責任を果たしていくことが極めて重要となっています。社会的責任活動とは、法令遵守に加え、企業の自発的活動として、人権尊重や環境保護など、様々な活動に誠実かつ積極的に取り組むことにより、社会の一員として、その責任を果たしていくことです。

企業には、そうした取り組みの一環として、公正な採用を促進するとともに、公正な配置・昇進など、人権の尊重を確保するよう一層の努力が望まれています。そのために、企業とそこに働く人々に対して、人権を大切にし差別のない職場づくりを進めるための支援に努めます。

また、人権が尊重される地域社会を築くために、一人ひとりが主体的に学習活動に取

り組むことができるような人権教育・啓発に努めます。

① 企業内研修の推進

企業における人権意識の普及を図るため、関係機関との連携により、企業内研修の開催を働きかけてきました。今後もさらに関係機関、関係団体と連携を強め、情報提供や研修会への指導員の派遣など、企業内研修がスムーズに取り組める体制づくりとして啓発推進者研修の計画や従業員の心配事や悩み事、パワーハラスメントなど相談しやすい体制が整備されるよう支援に努めます。

② 人権に配慮した明るい職場づくりの推進

職場内が明るく働きやすくなるためには、職場の一人ひとりが人権感覚を高めることが大切です。そのために、職場研修やグループ研修が積極的に取り組まれるよう研修の資料などの提供に努めます。

③ 町民の自発的な学習の支援

人権問題についてのパンフレットや啓発ビデオなど、おおなんケーブルテレビと連携を図りながら視聴覚教材の充実を図り、社会教育施設を通して資料や情報を提供し、町民の自発的な学習の支援に努めます。

（５）人権に関わりの深い職業従事者（特定職業従事者）に対する人権教育の推進

人権尊重の意識醸成にあたっては、人権に関わりの深い特定の職業に従事する人に対して、人権教育に関する取り組みを強化することが大切です。そのため、一人ひとりが人権問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるため、人権に関わりの深い職業従事者に対し、研修等による人権教育の充実に努めます。

① 町職員

行政に携わるすべての職員は、公務員としての自覚と使命感を持つとともに、人権の保障が行政の根幹であることを認識し、常に人権尊重の視点に立って、それぞれの職務の遂行に努めることが不可欠です。

町職員に対しては、人権問題の解決に向けその責務を自覚するとともに、人権に関わる知識や技量を身につけるためにも同和問題をはじめとする人権問題について、新規採用職員から中堅・管理職員までの全員を対象とした、町独自の研修や関係機関、関係団体が実施する学習会、講演会に積極的に参加させるなど、人権意識の高揚に努めてきました。

職員一人ひとりが人権尊重の視点に立って、人権に配慮した行政の推進ができるよう人権研修を充実させるとともに、人権尊重の意識に根ざした行動がとれるよう各職

場での自主的研修の推進に努めます。

② 教職員

学校教育等における人権教育の推進については、児童や生徒一人ひとりの学ぶ権利が保障された学校・学級づくりが求められます。そのためには、教職員自身が自らの人権意識を高めることを基に進路保障等これまで培われてきた同和教育の成果と手法を生かすことが極めて大切です。

また、指導力や児童・生徒を理解する力、児童・生徒とその保護者及び地域の願いを受けとめる力の向上に努めることも必要です。

このため、管理職のリーダーシップがより求められ、校長会・教頭会等において研修の機会をさらに強化していくとともに、教職員のより一層の人権意識を高めるため、様々な研修等の機会を確保し、これまで以上の資質向上を図っていくこととします。

特に進路保障については、子どもの実態をきめ細かく把握しておくことで、より具体的な指導ができるとの思いから、教職員等相互の連絡・協議の場の確保や生活相談員等との連携を図っていきます。

また、邑南町においては、町の実態に即した人権啓発を推進してきていることも踏まえ、特に新任教職員の研修会の充実を図ります。

③ 医療・保健関係者

医療・保健従事者は、人々の健康と命を守ることを使命とし、様々な疾病の予防や治療、介護、相談業務を担っています。業務の遂行に当たっては、患者や要介護者の人権を尊重するとともに、プライバシーや診療情報などの保護が必要です。

また、近年の医療技術の発達により遺伝子治療や臓器移植などの高度医療では、新たな人権問題の発生が懸念されます。これらについて、人権の重要性を認識し、関係機関、関係団体と連携しながら、さらなる人権教育の推進を図ります。併せて、医師会等にも人権教育の充実について働きかけていきます。

④ 福祉関係者

地域において様々な生活相談などの支援を行っている民生委員・児童委員は、その活動を行うに当たって、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守ることが特に重要です。

そのため、県との連携や、町や各地区で開催される研修会への積極的な参加を促す等、様々な研修の機会を捉え、引き続き人権研修を進めていきます。

社会福祉施設職員、ホームヘルパーなど社会福祉関係事業の従事者は、高齢者、障がい者など社会的弱者の生活相談や身体介護など直接関わっているため、特に人権に

配慮した対応が求められます。人権を尊重するとともに、利用者の立場に立ったケアマネジメント等の充実が図られるよう、各職場での人権教育実施を事業主に対して要請します。

２．重要課題への対応

人権教育・啓発の推進にあたっては、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題などの様々な人権問題に加え、社会経済情勢等の変化に伴う新たな人権問題も生じており、人権問題は、一層多様化・複雑化の傾向にあります。

これら重要な人権課題に対して、それぞれの人権課題ごとの取り組みのほか、人権課題相互の連携も重要となっています。本町におきましては、こうしたことを踏まえ、積極的かつ効果的な施策の推進に努めます。

（１）女性

【現状と課題】

我が国では、基本的人権の尊重を三原則の１つとする日本国憲法によって、法の下の平等が保障され、女性の地位向上に向けた様々な取り組みが進められてきました。

今日、女性の社会参加が増大し、女性の社会・経済に果たす役割はますます高まり、すべての個人が互いに人権を尊重し、性別にかかわりなく、個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、21 世紀の我が国における重要課題となっています。

2011（平成 23）年に実施した「男女共同参画に関する町民の意識調査」では、男女共同参画の必要性は男女とも認識しながらも、女性に家事・育児・介護への負担が高くなっていて、女性の働く環境も改善されていないのが実態です。これは、男女の生き方や行動、あるいは考え方について固定的な性別役割分担意識・社会通念・慣習が依然として存在しており、それが家庭・職場や地域の日常生活において男女の平等感を妨げていると考えられます。

さらに近年、セクシュアル・ハラスメントや女性への暴力も顕在化してきました。女性への重大な人権侵害であることを広く認識してもらうためにも、あらゆる機会を捉えて啓発を進めていく必要があります。

【施策の基本的方向】

町では、2012（平成 24）年に「邑南町男女共同参画計画」を改訂し、評価を行いながら様々な施策を実施しているところです。

今後とも、「男女共同参画社会基本法」の理念である「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定の参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」、「国際的協調」の視点に立った取り組みを、行政と民間が一体となって総合的・効果的に進めます。

【具体的施策】

① 男女共同参画社会づくりに向けた社会制度・慣行の見直しと町民の意識改革

固定的な性別役割分担意識・社会通念・慣習を払拭し、男女共同参画への正しい認識を促すための啓発活動を、家庭や職場、並びに地域などあらゆる機会を捉えて取り組みます。特に身近な地域での学習活動が必要なことから、公民館では生涯学習の主な取り組みの一つとして、各年代にあった学習活動の機会の充実を図ります。また、託児など、学習活動に参加しやすい環境の整備に努めます。

② 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

2011（平成 23）年の「町民の意識調査」では、町の政策に女性の意見が反映されていないと感じている女性の割合が 40%近くになっています。本町における審議会等の女性の登用率を積極的に上げ、多くの町民が関わることのできる行政運営を目指します。また、女性懇話会の設置を検討し、町政へ女性の意見を反映させる仕組みをつくるほか、継続的に女性が学習する機会を設け、地域で中心となって活動するリーダーの育成を図ります。

③ 家庭、職場、地域等における男女共同参画の推進

男女がともに仕事と家庭を両立し、地域社会の一員としてバランスのとれた生活を築くためには、男性の積極的な家庭生活への参画促進が大きな課題となります。家事・育児などの実践的な講座や教室を充実させるとともに、育児や介護をしながら就業し続けることができるよう、多様な子育て支援・介護サービスの充実を図ります。また、関係機関と連携して、男女とも職場で能力・個性・意欲が十分発揮できる環境整備に努めます。

④ 女性に対する暴力の根絶

男女がお互いを尊重しながら、男女共同参画社会を形成していくために実現しなければならない課題に「女性に対する暴力の根絶」があります。女性に対する暴力は犯罪となる重大な人権侵害であることを認識してもらうとともに、根絶に向けた広報や人権意識を高めるための学習・研修の機会を提供します。

⑤ 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

女性の能力が社会に活かされている欧米諸国などのライフスタイルや国民の意識並びに社会的背景について学び、男女共同参画社会実現に活かしていくよう努めます。

（２）子ども

【現状と課題】

21 世紀を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことは、町民すべての願いであり、子どもは人格を持った一人の人間として尊重されなければなりません。子ども一人ひとりが基本的人権の権利主体であることを理解し、子ども自身の思いや願いに気づくことが大切です。

我が国では、1947（昭和 22）年、児童の健全育成や保護を目的とした「児童福祉法」が制定され、1951 （昭和 26）年には、児童の基本的人権を尊重し、その幸福を図ることを目的に「児童憲章」が制定されました。その後、1989（平成元）年に国連で採択された「子どもの権利条約」を 1994（平成 6）年に批准し、1997（平成 9）年には子どもや家庭を取り巻く環境の変化等を踏まえ、保育施策の見直しや、児童の自立支援などを内容とした「児童福祉法」の改正が行われました。

また、1999（平成 11）年には、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(児童買春、児童ポルノ禁止法)」 、2000（平成 12）年には、「児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)」が制定されました。さらに、2003 （平成 15）年には、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(出会い系サイト規制法)」 が施行され、2008（平成 20）年には、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年ネット規制法)」 が成立し、2014（平成 26）年 8 月には、「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されるなど、法整備と諸施策の推進が図られています。

しかし、近年、少子化や核家族化、都市化の進行など、社会環境が大きく変化し、子どもをめぐる問題も複雑化・多様化しています。いじめや体罰など、子どもの人権が侵害される事件が後を絶たず、不登校や家庭へのひきこもりなどの問題が深刻化しています。また、児童虐待問題も深刻化しており、幼い命が失われる痛ましい事件も発生しています。

さらに、携帯電話やスマートフォン等の急速な普及に伴い、子どもがインターネット上に氾濫する違法・有害情報に容易にアクセスできる状況となっており、出会い系サイトによる性被害や学校裏サイトによる人権被害など、子どもの心身をむしばむ新たな社会現象もみられます。

2013（平成 25）年に行った「人権に関する町民意識調査」では、「子どもの人権問題について」の質問には、「暴力やいじめ」、「いじめから目をそらす」、「親の虐待」が高い割合を占め、「子どもの人権を守るには」の質問には、「子どもを評価する」、「家庭・学

校・地域の結びつき」、「家庭内の人間関係の安定」が高い割合を占めました。

こうしたことからも、子どもの人権に関わる様々な問題に対し、家庭、学校、地域社会が連携し、早期発見・対応を図ることが求められています。

【施策の基本的方向】

子どもの人権問題の解決には、子ども自身が権利の主体として尊重され、自分自身に誇りが持てることが必要です。関係機関・団体はもとより、家庭、学校、地域など連携と協働をもとに、教育や意識啓発、相談・支援体制の充実など、「子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり」に努めます。

【具体的施策】

① 「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」などの理解促進

学校等において、子ども自身が権利の主体者であるという観点から、教職員が子どもの人権についての認識を深め、人権尊重の視点にたった教育指導が行われるよう、「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」の周知徹底を図ります。

また、子どもに対して学習の場を設定するとともに、保護者に対しても啓発を行います。

② いじめ問題等への取り組み

いじめは、子どもの人権にかかわる深刻な問題であり、学校のみならず家庭など社会全体で取り組むことが大切です。そのために、社会全体でのいじめゼロに向けた取り組みや子どもたちが自分自身の課題として友達と協力して問題を解決する実践力を養う取り組みを行います。

③ 子どもへの虐待防止の取り組み

児童虐待を防止し、すべての子どもの心身の健やかな成長を支援するために、児童虐待の予防、早期発見・早期対応から自立支援に至るまで、「邑南町要保護児童対策地域協議会」と地域が一体となって、児童の虐待防止に取り組む環境づくりを推進していきます。

④ 子どもを取り巻く有害環境及び貧困対策の推進

子どもの健やかな成長にとって健全な環境の確保は重要ですが、子どもの周辺にはそれを阻害する有害なテレビ番組、インターネットの情報、雑誌などが氾濫しています。

それらの有害環境から子どもたちを保護するために、学校では、性やタバコ・アル

コール・薬物等に関する指導や、氾濫する情報に対して正しい認識が持てるよう情報教育を推進していきます。

さらに、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図ります。

（３）高齢者

【現状と課題】

少子高齢化の進行する中で、今後も高齢者夫婦世帯、高齢者の一人暮らし世帯は増加傾向にあると思われます。

2013（平成 25）年に行った「人権に関する町民意識調査」では、「高齢者の人権問題について」の質問には、「家庭・地域での孤立、悪徳商法の被害者になりやすい」が高い割合を占め、「高齢者の人権を守るには」の質問には、「高齢者を活かせる職場や地域活動の場、他世代との交流、各種サービスの充実、見守り体制の充実」が高い割合を占めました。

このように、介護サービスや介護予防の取り組みの充実、高齢者の権利擁護の推進、高齢者が地域で活躍できる環境の整備など、誰もが高齢期を安心して過ごせるような社会の実現を図ることは重要な課題となっています。

【施策の基本的方向】

地域活動を支える高齢者の育成を図るなど、高齢者が社会参加活動の中で生きがいを醸成できるような環境づくりに取り組み、高齢者が支える側に立ち、地域社会の担い手として活躍するような「共生の仕組みづくり」を進めます。

あわせて、高齢者一人ひとりの権利が尊重され、住み慣れた地域で安心して、その人らしい生活が送られるような環境づくりを進めます。

【具体的施策】

① 高齢者の尊厳を支えるケアの推進

要介護状態にならないための予防、要介護状態になった場合でもできる限り住み慣れた地域で自立した生活を営めるように必要なサービスを総合的・一体的に利用できるケア体制の充実を目指し、介護保険制度が運営されています。しかし、近年は認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加など、高齢者を取り巻く状況はさらに変化してき

ています。

このような情勢の中、例え介護を必要とする状態になっても、自分の意思で自分らしい生活を送ることを可能とすること、すなわち「高齢者の尊厳を支えるケア」の実現を目指し、関係団体との連携のもと、介護サービスの充実や介護予防・地域ケアの推進、高齢者虐待の早期発見・未然防止や成年後見制度の活用など実効ある権利擁護の仕組みづくりを図ります。

② 就労、社会参加の促進

豊かで活力のある社会を実現していくためには、高齢者の意欲と能力に応じた雇用の機会確保が重要です。高齢者が持つ豊富な経験や技術、知識が、職場や地域活動に活かされ、自らの生活安定と生きがい、あるいは地域社会に一定の役割を果たすことができるように支援していくことが求められています。

そのため、公共職業安定所や県雇用促進協会などの関係団体との連携を図り就労の機会確保に努めます。

また、高齢者の地域活動を充実させるため老人クラブの組織基盤の強化と育成などを図り、会員のニーズや地域の実情に応じた老人クラブの育成支援に努めます。さらに、子ども会等との交流事業など高齢者の世代間交流の機会を支援し、相互理解や連帯感が深まるよう推進します。

③ 相談体制・地域包括ケアシステム体制の整備

邑南町地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、総合的な窓口として、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる情報提供と支援を行っています。同様に社会福祉協議会においても権利擁護などの相談に応じ適切な情報提供を行うほか、認知症高齢者など判断能力が不十分な人に対し、福祉サービスの利用援助、日常的支援サービスなど日常生活自立支援事業を実施していますので、今後も総合的・一体的な取り組みに努めます。

また、本人の判断力が著しく低下し、保護や支援を必要とする高齢者に対し、関係機関と連携を取りながら成年後見制度の利用促進に努めます。

地域包括ケアシステム体制については、効率的かつ効果的な支援を行うため、介護保険サービスはもとより、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動など、各種関係機関の連携体制の確立等を行うことによって、地域において複合的なニーズに対応できる地域福祉力によるケア体制の整備に努めます。

（４）障がいのある人

【現状と課題】

障がいのある人が、住み慣れた地域社会の中で自立して生活するとともに、社会に参加し、障がいのない人と同等の活動ができる社会を実現するためには、在宅サービスの充実やバリアフリーの促進など、取り組むべき多くの課題があります。

国においては、「障害者基本法」をはじめ、「障害者総合支援法」などに基づき、各種障害者施策が講じられています。2003（平成 15）年には「新障害者計画」と「重点施策実施５か年計画（新障害者プラン）が策定され、障がいのある人の生活全般にわたる施策が総合的に行われてきました。

さらに、障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことから「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)」が 2013（平成 25）年 6 月 26 日に公布（2016（平成 28）年 4 月 1 日施行）されました。

2013（平成 25）年に行った「人権に関する町民意識調査」では、「障がいのある人の人権について」の質問には、「障がいのある人に対して根強い差別や偏見がある」との回答が半数以上を占め、「障がいのある人の人権問題」の質問には、「理解や認識が不十分」、「障がいのある人の働ける場が少ない」、「虐待や傷つける発言」などの回答が高い割合を占めました。また「障がいのある人の人権を守るためには」の質問には、「理解や認識を深めるための啓発・広報、働く場所を増やす」、「周囲が必要に応じて手助けする」との回答が高い割合を占めました。

社会を構成するすべての人が、障がいのある人の様々な問題について理解を深め、共通の認識を得ていくことが極めて重要であり、そのためには、広報や研修等の様々な手段を活用した啓発活動を充実する必要があります。さらに、人権意識の醸成や障害者雇用については、行政が率先して進めていく必要があることから、障害者理解を図る研修を人権教育の一環として位置づけ、取り組んでいくことが必要です。

また、障がいのある人が地域生活を送る上で、ボランティアの果たす役割は大きく、その担い手の確保と活動の活性化が求められています。そのためにも、障がいのある人のニーズ把握及びボランティア活動の広報を推進するとともに、ニーズと活動をつなぐ調整機能の充実を図ることが求められています。さらに、障がいのある人が地域の一員として生活のできる共生社会を実現するための福祉教育を推進していくことが必要です。

このように、地域社会全体で様々な機会を通じて障がいのある人に対する認識を求め

る取り組みを推進していく必要があります。

【施策の基本的方向】

障がいのある人もない人も、学校や家庭・職場・地域社会の人々のくらしの中で互いに尊重し、支え合いながらともに生活する社会こそあたり前の社会であるという理念のもと、高齢者や障がいのある人等が暮らしやすいまちは、すべての人が暮らしやすいまちであるとの認識に立ち、高齢者や障がいのある人等の行動を妨げている様々な障壁を取り除いていく活動を進めることで、障がいのある人が住み慣れた地域において自立して生活し、町民だれもが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の理念の普及を図ります。さらに、障がい及び障がいのある人に関する理解を促進し、障がいを理由とする差別を解消するため幅広い町民の参加による啓発・広報活動を推進します。

【具体的施策】

① 障がい及び障がいのある人の理解を図る取り組みの推進

障がい及び障がいのある人に対する正しい理解を図るために、広報等による啓発活動を推進します。

さらに、障がいのある人とない人との社会交流の場づくりを進めるとともに、障がいのある人の社会参加の促進を図るため障がい者スポーツや文化イベントの振興に努めます。

また、障がいのある人もない人もだれもが幸せと感じるまちづくりを推進するため、障がい者スポーツの合宿誘致を図ります。

② 障がいのある人の雇用・就労支援体制の整備

障害者理解や障害者雇用制度の周知を図るための「障害者雇用促進連絡会」の開催、障害者雇用に積極的な事業所の業務内容を直接理解することで本人の就労意欲を促す職場見学の実施、障害者雇用の契機づくりとして障がいのある人の就労実習の実施等、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を図りながら、障がいのある人の雇用促進に努めます。

③ 自立支援・相談支援体制の整備

邑南町が設置する「身体障害者相談員」、「知的障害者相談員」による障害者相談支援業務の実施、また、社会福祉協議会においても権利擁護などの相談に応じ適切な情報提供を行うほか、判断能力が不十分な障がいのある人に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う日常生活自立支援事業を実施します。そして、障がいのあ

る人本人の権利や財産を守るために法律で支援する成年後見制度については、関係機関と連携を取りながら利用促進を図ります。

④ ボランティア活動の促進

社会福祉協議会では、ボランティア活動の促進に努めています。障がいのある人へのボランティア活動についてもニーズの把握に努めながら、活動につながるように総合調整機能の充実に努めます。

また、各種講座、研修会、広報活動等を通じて、町民のボランティア意識の醸成を図るとともに、ボランティアの育成と活動支援を進めていきます。

⑤ 福祉教育の推進

学校教育等において、総合的な学習の時間に、障がいのある人本人や障害者福祉従事者による講演会等の実施を行うなど、幅広い交流や活動を通じた福祉教育を促し、障害者福祉にかかる認識を深めていきます。

また、公民館を中心とする社会教育施設において、人権教育等、多様な学習機会の提供に努め、障がいのある人に対する認識を深める取り組みを推進していきます。

⑥ 公共的施設等のバリアフリー化の推進

障がいのある人・高齢者等が利用しやすい公共的施設等のバリアフリー化の整備と啓発活動を推進していきます。

（５）同和問題

【現状と課題】

1965（昭和 40）年の「同和対策審議会答申」において、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる課題」と位置付け、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」との基本認識を示しました。そして、「現代社会においても、なお著しく基本的人権を侵害され、特に、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。」と述べています。

この答申を踏まえ、同和問題の早期解決に向けて、1969 （昭和 44）年に「同和対策事業特別措置法」が制定され、その後 33 年間に 3 度にわたって制定された「特別措置法」に基づき、国、地方公共団体が一体となって、生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化などの施策が実施されてきました。

邑南町では2006（平成18）年に「人権・同和問題に関する町民意識調査」を行い分析の基に「邑南町同和問題啓発・教育基本構想」を作成し、同和問題をはじめあらゆる人権問題の解決に向け人権・同和教育及び啓発を行ってきました。このたび2013（平成25）年に行った「人権に関する町民意識調査」と2006（平成18）年の意識調査を比較すると、「風習や慣習」の問いでは、全体では「間違っていると思う」の割合が微増し「当然のことと思う」が微減して改善傾向にあるが、問いによっては、「おかしいと思うが自分だけで反対しても仕方がない」が増えており、同和問題を社会問題として考えていない人や消極的、無関心な人の割合も決して少なくありません。また、年代別に見ると特に20代30代では人権意識が希薄になっており、さらに「同和問題に対するあなたの態度はどうですか」の問いでは、「同和問題について知らない」を選んだ20代が他の年代に比べて倍の数値を示しており、いまだ結婚差別をはじめ、差別意識が社会の中に根深く存在していることが認められます。

さらに、近年、インターネットを悪用した差別事象や行政書士などによる戸籍謄本の不正取得など、新たな問題も全国的に起こっており、今なお、差別事象は跡を絶たない状況にあります。

このほか、同和問題を口実に不法、不当な行為や要求を行う、いわゆる「えせ同和行為」などの同和問題の解決を阻害する問題も発生しており、今後も同和問題に対する町民の正しい理解と認識を深め、同和問題解決に向けた主体的な取り組みを促進するため、さらなる教育・啓発の推進が求められています。

【施策の基本的方向】

「特別措置法」に基づく特別対策は、2002（平成14）年3月末をもって終了しましたが、法の失効が同和問題解決に向けての取り組みの終結を意味するものではなく、今後も解決しなければならない課題の把握に努めるとともに、必要な事業については、地域の実情や事業の必要性に応じ、これまでの施策の成果が損なわれることのないよう一般対策を有効かつ適切に活用し推進していきます。

差別意識の解消にあたっては、町民一人ひとりが、正しい歴史認識と知識を身に付け、自らの課題として解決に向け主体的に取り組んでいけるよう一層の教育・啓発を推進します。

【具体的施策】

① 差別解消に向けた人権・同和教育、啓発の推進

〇学校教育における取り組み

同和教育の基本認識について共通理解を行い、人権感覚を磨き、教職員の資質と実践力の向上を図ります。その成果を基に、すべての人権課題の解決に生かせるよう、発展させるため、知識理解中心の研修内容や方法に偏ることなく、参画型の研修やワークショップ等、前向きな研修態度を促す多様な方法を創意工夫して研修を行います。

研修の推進にあたっては、管理職のリーダーシップのもと、人権・同和教育担当者など推進者を明確にして研修を進め、その推進者の認識の深化と研修充実のためのスキルアップ研修を行います。そして、児童・生徒の発達段階に応じた人権・同和教育を実践していきます。

〇社会教育における取り組み

社会教育においては、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、日常生活において、自らの課題として差別意識の解消に取り組むことができるよう、社会教育の拠点施設である公民館が中心となり教育・啓発を進めていきます。

公民館は、地域における社会教育の拠点であり、同和問題をはじめとする人権問題の学習を学習活動全体の基底に据え、自治会、ＰＴＡ、女性団体、高齢者団体等と連携しながら、講演会等形式にこだわらず、移動公民館など多様な学習機会を提供していきます。また、事業所、企業の啓発推進者を対象とした研修会を開催することで教育・啓発を進めていきます。

〇多様な啓発・学習形態の工夫

同和問題の啓発・学習については、参加者の学習ニーズの把握に努めるとともに、参加型から参画型までの多様な学習会・研修会の開催、インターネットやケーブルテレビを活用した啓発情報の発信など、その企画にも努めます。

〇戸籍等不正取得の防止

2013（平成 25）年 3 月 1 日に制定した「邑南町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱」を周知することによって、住民票の写しや戸籍抄本などを代理人や第三者に交付したとき、事前に登録した方に対して通知することでその交付事実を早期に知らせることができ、委任状偽造など不正請求を抑止し不正取得による個人の権利侵害の防止を図ります。

また、窓口での不正請求・不正取得の防止に努めます。

②　教育・就労問題への取り組み

○進路保障の取り組み

同和地区児童生徒をはじめ被差別の立場にある児童生徒、様々な困難を抱えている児童生徒、さらにはすべての児童生徒の自ら主体的に学ぶ意欲と態度、また、確かな学力と豊かな感性を高め、健康の増進を図ります。さらに、進路に対する明るい展望と差別に立ち向かう強い意志を持って、将来をたくましく切り拓いていこうとする態度や能力を身につけていくよう、各学校の実態に応じ学校全体が一つとなって取り組みます。

また、就学支援のための迅速な情報提供に努め、奨学資金をはじめ、各種制度の周知と活用の促進を図ります。

○就労問題への取り組み

就職の機会均等を確保し、雇用を促進して職業の安定を図ることは、同和問題解決のための重要課題の一つです。

就職に関する差別をなくすため、公共職業安定所をはじめ関係機関と連携し、雇用主に対して公正な採用選考のための研修会の実施、身元調査の根絶、同和問題についての啓発を行います。

また、就職困難者については、生活相談員等関係機関と連携しながら、その解決に努めます。

（６）外国人

【現状と課題】

2015（平成 27）年 3 月末現在で、邑南町の外国人は８カ国 65 人と僅かながら増加の傾向にあります。

2013（平成 25）年に行った「人権に関する町民意識調査」では、「外国人のアパートの申込みについて家主が外国人であることを理由に断ったことについて」の質問には、「差別だと思う」との回答が最も多く、「差別とはいえない」、「どちらともいえない」も多くの回答がありました。また「文化や生活習慣について」の質問には、「それぞれの民族の文化や生活習慣を尊重すべき」との回答が 75%を占め、「外国人の人権を守るために必要なこと」の質問には、「日本の文化・生活習慣を学習できる機会を増やす」、「日本人と外国人の交流の促進」との回答が高い割合を示しました。

このような状況の中、外国人に対する様々な対応や支援、また、町民に対する更なる国際理解の推進など、多様な文化を尊重しながら共に生きる「多文化共生社会」の実現

に向けた取り組みがますます必要となっています。

【施策の基本的方向】

国際交流の進展や外国人住民の増加に伴い、他の国の人やその文化に触れる機会が増えています。他の国の文化を自らの文化の価値観で一方的に評価するのではなく、それぞれの文化が独自に培ってきた価値観を認め合い、多様な文化を持つ人々が、同じ地域に暮らす住民として、「共に生きる社会」の構築、すなわち「多文化共生社会」の構築に協力し合うことが求められています。そのために、外国人住民に対しては、日本語の学習機会の提供や町を中心とした相談体制・住民窓口での対応の充実、町民に対しては、外国人住民についての理解促進に取り組んでいきます。

【具体的施策】

① 外国人住民への理解啓発の推進

現在実施している交流事業や国際理解のための講座などを通じて、町民の異文化理解の促進と啓発活動に努めます。

また、外国人住民の数は僅かながら増加しており、その国籍も多様化しています。全ての町民が安心して暮らせるまちづくりを推進していくために学校や家庭、職場、地域などにおいて、外国人住民に対する正しい理解を育むよう啓発活動を推進します。

② 外国人支援体制の充実

日本語が不自由な外国人に対して多言語による情報の提供に努めるとともに、地域に居住する同じ住民として共に生きる多文化共生社会の構築に向け、県やしまね国際センターと連携しながら、相談体制の確立と日本語、日本文化を理解するための支援体制の充実に努めます。

（７）患者及び感染者等

【現状と課題】

国が策定した「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画には、ハンセン病、HIV（ヒト免疫不全ウイルス)感染者とエイズ患者に対する差別や偏見が重要課題の一つとして取り上げられています。

ハンセン病患者については、1996（平成 8）年に「らい予防法」が廃止されるまで、療養所への強制隔離という基本的な考え方が継続されるなど、患者本人や家族、親族までが差別や偏見を受けてきました。

また、HIV 感染者等について、医療、福祉など、積極的に保護され支援されるべき人々ですが、医療の拒否、就職や入学の拒否、職場の解雇などの人権問題が指摘されています。

さらに、赤痢や腸管出血性大腸菌（O－157 等）などの感染症患者への偏見や膠原病などの難病患者への理解の乏しさも指摘されています。

2013（平成 25）年に行った「人権に関する町民意識調査」では、「周りの人が HIV 感染者とわかった場合について」の質問には、「今までどおりつき合う」、「感染しないよう配慮しながらつき合う」との回答が 92%と高い割合を占め、「HIV 感染者などの感染者の人権を守るためには」の質問には、「病気についての正しい知識の普及啓発」との回答が最も多く、次いで「病気の正しい理解による就労・就学しやすい環境づくり」が多く回答されました。また、「ハンセン病患者と回復者の人権の問題について」の質問には、「教育・啓発が不十分」との回答が最も多く、次いで「偏見・差別が残っている」が多く回答されました。

このように、様々な感染症患者等に対する理解不足や、偏見、差別意識の存在が認められ、さらに、様々な感染症患者等について、正しい理解をするための啓発を推進していく必要があります。

【施策の基本的方向】

どのような疾病であっても、患者又は感染者ということで差別されてはなりません。一人ひとりが正しい認識を持てるよう啓発活動に努めます。

また、患者の人権に配慮した医療が行われるよう啓発に努めます。

【具体的施策】

① ＨＩＶ感染者等に対する差別・偏見是正のための教育・啓発の推進

感染症患者の人権を重視した「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）」 の趣旨に沿って、感染症等に関する正しい知識の普及や情報の提供などに努め、誤解や偏見・差別の解消を図ります。

特に若い世代に対しては、HIV 感染症や性感染症についての情報提供、さらに、学校教育においては、HIV 感染者やエイズ患者に対する不安や偏見・差別を解消するため、性教育を家庭や地域と連携して推進します。

② ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進

ハンセン病は、治る病気です。「らい予防法」が 1996（平成 8）年に廃止されて以来、

ハンセン病に対する社会の理解は、教育・啓発が進む中深まってきていますが、根強い偏見・差別は、未だ残っています。 2009（平成 21）年 4 月施行の「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法)」 の趣旨にのっとり、今後さらに、ハンセン病の歴史・治療・現状等正しい知識の普及や、情報の提供などに努め、誤解や偏見・差別の解消に向けて取り組みます。

③ インフォームド・コンセントの普及

国・県の研修等を通じ、関係機関の協力を得ながら、インフォームド・コンセント（治療の内容について十分理解した上で自らの自由意思に基づいて医療方針に合意すること）の推進に関する啓発に努めます。

（８）犯罪被害者とその家族

【現状と課題】

犯罪被害者やその家族は事件の直接的な被害だけでなく、これに付随して、精神的・経済的に様々な被害を受けている場合が多くあります。2005（平成 17）年には「犯罪被害者等基本法」が施行され、犯罪被害者等の権利利益の保護が図れるための施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項が定められました。

2013（平成 25）年に行った「人権に関する町民意識調査」では、「犯罪被害者とその家族の人権問題について」の質問には、「行き過ぎた取材で平穏な生活ができなくなること」、「無責任なうわさ話による二次被害」、「写真や経歴の公表によるプライバシーの侵害」との回答が高い割合を占め、「犯罪被害者とその家族の支援について」の質問には、「被害後の精神的ショックの軽減・回復」、「取材や報道の規制」との回答が高い割合を占めました。

【施策の基本的方向】

犯罪被害者とその家族の視点に立ち、そのニーズに応えるため、広報や啓発活動に努めます。

犯罪被害者とその家族の人権についての正しい理解と認識を促進するよう啓発に努めます。

【具体的施策】

① 広報・啓発活動の推進

社会全体で犯罪被害者とその家族を支援していくという気運を醸成するための広報や啓発活動を実施するほか、町民に犯罪被害者とその家族が置かれている状況を理解してもらう活動を展開します。

（９）刑を終えて出所した人等

【現状と課題】

刑を終えて出所した人が、社会の一員として立ち直ろうとしていることに対し、誤った認識や偏見が更生を妨げ人権の侵害につながる場合があります。また、その家族も同様に偏見や差別により人権が侵害されることもあります。

刑を終えて出所した人が円滑な社会生活を営むことができるようにするためには、本人の強い更生意欲とともに、家族や職場、地域社会などで周囲の人々の理解と協力が必要です。

2013（平成 25）年に行った「人権に関する町民意識調査」では、「刑務所を出所した人について」の質問には、「社会全体で支援すべき」、「不安である」との回答が概ね半々を占め、「刑を終えて出所した人の人権問題について」の質問には、「偏見があること」、「就職・職場で不当な扱いを受けること」との回答が高い割合を占めました。また、「刑を終えて出所した人の人権に必要なことについて」の質問には、「保護司など更生保護制度の充実」、「協力雇用主制度の拡大と就労支援」、「住む場所」との回答が高い割合を示しました。

【施策の基本的方向】

刑を終えて出所した人が、社会の一員として円滑な社会復帰をするためには、社会全体の支援と町民一人ひとりの理解と協力が必要です。

このため、刑を終えて出所した人やその家族の人権が侵害されることのないよう差別や偏見の解消に向け、関係機関、関係団体と連携・協力して啓発に努め、温かく受け入れる地域社会づくりを進めます。

(10) インターネットによる人権侵害

【現状と課題】

高度情報化の進展に伴うパソコンや携帯、インターネットの普及により、情報の収集・

発信やコミュニケーションにおける利便性は大きく向上し、多くの人が効率的で豊かな社会生活を享受できるようになりました。

しかし、その一方で、ネット社会における匿名性を悪用し他人のプライバシーを侵害したり、誹謗中傷する表現や犯罪や差別を助長する表現、名誉を毀損するような悪質な情報発信が行われたりあるいは、集団や個人にとって有害な情報が電子メールで流される等、深刻な人権侵害が全国的に多発しています。

2013（平成 25）年に行った「人権に関する町民意識調査」では、「インターネットによる人権侵害について」の質問には、「他人を誹謗中傷する表現を掲載すること」、「インターネットを利用したいじめ問題が発生していること」、「出会い系サイトなどの犯罪を誘発する場になっていること」との回答が高い割合を示しました。

【施策の基本的方向】

インターネットの特性を悪用した人権侵害について、早急に対応すべき重要課題であるという認識に立ち、被害防止のための取り組みを進めていきます。

法務局や関係機関等との連携を深め、インターネットによる人権侵害の早期発見を図り、「プロバイダ責任制限法 」の趣旨を踏まえた迅速な削除依頼を行うなど、被害の拡大防止に努めます。

町民一人ひとりが情報化社会のもたらす影響について人権擁護の視点に立った正しい知識を身に付け、情報の収集・発信における個人の責任や遵守すべき情報モラルについての理解が深まるよう啓発に努めます。

また、児童生徒に対しては情報の収集・発信に関するルールやマナーを理解させ、情報モラルを身につけさせる指導の充実に努めていきます。

（11）性的少数者（ＬＧＢＴ）

【現状と課題】

性的少数者とは、性同一性障がい者や異性装者など性自認に関して少数者である人、同性愛者や両性愛者など性的指向に関して少数者である人などを言います。2015（平成 27）年に発表された電通の統計によると、日本人口の 7.8%が性的少数者であるという結果が出ています。

このうち性同一性障害とは、生物的な性別(身体の性)と心理的な性別(心の性)との間に食い違いが生じることを言い、世界保健機関（WHO）の国際疾病分類の中に位置づけられています。

国においては、1997（平成 9）年に「性同一性障害の診断と治療に関するガイドライン」が策定され、医学的治療の対象になったほか、2004（平成 16）年には、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害者特例法）」が施行され、性別の変更も認められるようになりました。

2013（平成 25）年に行った「人権に関する町民意識調査」では、「性同一性障がい者の人権問題について」の質問には、「理解が足りないこと」との回答が最も高い割合を示し、次いで「差別的な言動をされること」との回答が高い割合を示しました。

性的少数者は、社会的に異質なものとして誤解や偏見・差別意識が払拭されておらず、日常生活の様々な場面で奇異な目で見られることなどで、精神的・経済的に多大な負担を受けています。

【施策の基本的方向】

性的少数者についての正しい理解の促進と偏見や差別を解消し、誰もが自分らしく生きることができる地域社会の実現に向けた啓発に取り組みます。

（12）虐待や体罰の問題

【現状と課題】

近年、出生間もない乳幼児から高齢者に至る様々な年代の人に対し、家庭、学校（部活動を含む。）、職場、施設など多様な部門において、家族、隣人、教員、指導者、施設職員、職場の上司・同僚など様々な立場にある人による虐待や体罰が行われている事実が明らかになり、重大な事件に発展した事例も多数発生しています。

2013（平成 25）年に行った「人権に関する町民意識調査」では、「虐待や体罰による人権上の問題について」の質問には、「虐待や体罰を受けている事実を安心して訴えられないこと」との回答が最も高い割合を示し、次いで「心理的暴力により追い込まれること」との回答が高い割合を示しました。

誰もが、安心して、健やかに成長でき、個人の尊厳を重んじ守られていく、そうした地域社会の構築が求められています。

【施策の基本的方向】

誰もが、安心して、健やかに成長でき、個人の尊厳を重んじ守られていく、そうした地域社会を構築するため、あらゆる機会を捉え、啓発を行っていきます。

（13）その他

上記の人権課題以外にも、プライバシーをめぐる問題、ヘイトスピーチ（人種、宗教、性的指向、性別、思想、職業、障害などに起因する憎悪表現のこと）の問題、迷信や因習に関わる人権問題、拉致問題など様々な人権課題が存在し、今後、社会経済構造の変化に伴い、新たな人権問題が表面化してくることが考えられます。

このような人権問題に対して、それぞれの問題に対する町民の正しい理解・認識と、問題解決に向けての町民の積極的な態度を養うことができるよう啓発活動に努めます。

資　料　編

日本国憲法(抄)

昭和 21 年 11 月 3 日公布

昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して.われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章　国民の権利及び義務

第 11 条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉

のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 13 条

すべて国民は、個人として尊重される.生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 19 条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条

何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条

学問の自由は、これを保障する。

第 24 条

婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条

すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条

すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第 10 章　最高法規

第 97 条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試錬に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

世　界　人　権　宣　言

1948 年 12 月 10 日

第 3 回国連総会　採択

前　文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第 1 条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第 2 条

1　すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2　さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第 3 条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第 4 条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第 5 条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第 6 条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第 7 条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第 8 条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第 9 条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第 10 条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たっては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利

を有する。

第 11 条

1　犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2　何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰は課せられない。

第 12 条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第 13 条

1　すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2　すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第 14 条

1　すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2　この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第 15 条

1　すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

2　何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条

1　成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2　婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3　家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条

1　すべての人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2　何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由を享有する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条

すべて人は、意見及び表現の自由を享有する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条

1　すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2　何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条

1　すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参与する権利を有する。

2　すべて人は自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3　人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利の実現に対する権利を有する。

第 23 条

1　すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2　すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3　勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けるととができる。

4　すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに加入する権利を有する。

第 24 条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条

1　すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

2　母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を享有する。

第 26 条

1　すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

2　教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。

3　親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条

1　すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2　すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条

1　すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

2　すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

3　これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画

平成 9 年 7 月 4 日

人権教育のための国連 10 年推進本部

平成 6 年(1994 年) 12 月の国連総会において、平成 7 年(1995 年)から平成 16 年(2004 年)までの 10 年間を「人権教育のための国連 10 年」とすることが決議された。

これを受けて、政府は「人権教育のための国連 10 年」に係る施策について、関係行政機関相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、平成 7 年(1995 年) 12 月 15 日、閣議決定により、内閣に人権教育のための国連 10 年推進本部を設置した。

推進本部は平成 8 年(1996 年) 3 月 18 日、第 1 回会合を開催し、政府として積極的な取組を推進していくことを確認した後、国内行動計画の策定作業を進め、平成 8 年(1996 年) 12 月 6 日に、「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画(中間まとめ)を公表した。

その後、推進本部においては、中間まとめに対して各方面から寄せられた意見等に十分配慮しつつ検討を進め、このたび「人権教育のための国連 10 年」に関する国内行動計画を取りまとめた。

人権教育のための国連 10 年推進本部は、この国内行動計画に掲げられた諸施策の着実な実施等を通じて，人権教育の積極的推進を図り、もって、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重される、真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を期するものである。

(注)「人権教育」とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と「人権教育のための国連 10 年行動計画」において定着されている。

1. 基本的考え方

(1) 冷戦終了後、東西対立の崩壊とともに、世界各地で地域紛争やこれに伴う顕著な人権侵害、難民発生など、深刻な問題が表面化した。しかし、一方で東西対立の崩壊は、国際社会全体での議論を可能とする環境を創り出し、人権に取り組む気運が高まった。

平成 5 年(1993 年)には、世界人権宣言採択 45 周年を機に、これまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題、今後進むべき方向を協議することを目的としてウィーンにおいて世界人権会議が開催された。この会議は全ての人権が普遍的であり、人権が正当な国際的関心事であることを確認し、人権教育の重要性を強調した点で重

要な出来事であった。以後、国連としての人権に対する取組も強化され、平成 6 年(1994 年)には人権問題を総合的に調整する役割を担う国連人権高等弁務官が創設されたほか、第 49 回国連総会(平成 6 年(1994)年 12 月)では「人権教育のための国連 10 年」を決定する決議が採択された。また、平成 7 年(1995 年) 9 月に北京で開催された第 4 回世界女性会議においては、女性の権利は人権であることが明確に謳われるとともに、人権教育の重要性が指摘された。こうした動きは、人権に対する国際的関心が結晶化したものである。

人権の擁護・促進のためには、そもそも人権とは何かということを各人が理解し、人権尊重の意識を高めることが重要であり、人権教育は、国際社会が協力して進めるべき基本的課題である。

(2) 人権教育の推進に当たっては、このような国際的潮流とともに、平成 8 年(1996 年) 5 月 17 日の地域改善対策協議会意見具申に述べられている次のような認識を踏まえることが重要である。「今世紀、人類は、二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学んだ。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出している.紛争の背景は一概には言えないが、人種、民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われる。こうした中で、人類は、『平和のないところに人権は存在し得ない』、『人権のないところに平和は存在し得ない』という大きな教訓を得た。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつある。このような意味において、21 世紀は『人権の世紀』と呼ぶことができよう。

我が国は、国際社会の一員として、国際人権規約をはじめとする人権に関する多くの条約に加入している。懸案となっていた『あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約』 (人種差別撤廃条約)にも加入した。世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、全ての人の人権が尊重され、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』である 21 世紀に向けた我が国の枢要な責務というべきである。」

(3) 翻って我が国社会を見ると、依然として、様々な人権問題が存在している。また、近年、著しく国際化、ボーダーレス化が進展している状況下において、広く国民の間に多元的文化、多様性を容認する「共生の心」を醸成することが何よりも要請される。このため、各種の啓発と相まって、人権に関する教育の一層の充実を図る必要がある。さらに社会の複雑化、個々人の権利意識の高揚、価値観の多様化等に伴い、従来あま

り問題視されなかった分野においても各人の人権が強く認識されるようになってきたことから、新たな視点に立った人権教育・啓発の必要性も生じてきている。このような我が国の現状に鑑みると、「人権教育のための国連 10 年」は、全ての人権の不可分性と相互依存性を認識し、人権尊重の意識の高揚を図り、もって「人権」という普遍的文化の創造を目指すものであって、その意義は極めて重要である。

(4) この国内行動計画は、憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、我が国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うことを目標とする。

また、人権教育を進めるに当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する取組を強化するとともに、本 10 年の展開において、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV 感染者等、刑を終えて出所した人などの重要課題に積極的に取り組むこととする。

(5) さらに、我が国は人権分野でも国際社会において積極的な役割を果たして行くべきであり、特に国連を始めとする人権関係の国際的フォーラムは重要である。そのためにも、我が国の国民の生活が深く他国の国民の生活と結びついていることを認識しつつ、人権教育の推進を通じ、他国・他地域の人権状況についても関心を深め、国内外の人権意識の高揚を図っていくことが必要である。また、本 10 年の実施に当たっては、国内的実施措置とともに、国際社会、なかんずくアジア太平洋地域の国々と協力・協調して人権教育を促進していくとの視点が必要である。

(6) また、人権の問題は、国民一人一人が人権の意識を高め、他者の価値を尊重する意識、態度の涵養が重要である。このためには、政府の果たす役割とともに、地方公共団体、民間団体等に期待される役割も大きい。

このため、地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野において、この行動計画の趣旨に沿った様々な取組を展開することを期待する。政府としては、この計画を実施するに当たっては、これらの団体等の取組、意見に配慮する。また、人権教育を広く国民各層に浸透させるため、様々な機会をとらえて「人権教育のための国連 10 年」の趣旨等を広める必要がある.

2. あらゆる場を通じた人権教育の推進

(1) 学校教育における人権教育の推進

学校教育においては、日本国憲法及び教育基本法並びに国際人権規約、児童の権利に

関する条約等の精神にのっとり、人権教育を推進する。その際、依然として様々な人権問題が存在していることを踏まえ、初等中等教育においては、幼児児童生徒がすべての人の人権を尊重する意識を高める教育を一層充実する。また、大学教育においては、それまでの教育の成果を確実なものとし、人権意識を更に高揚させるよう配慮する。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する.

① 初等中等教育において、児童生徒の発達段階に即し、各教科、道徳、特別活動等の特質に応じながら、各学校の教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高め、一人一人を大切にした教育を推進する。なお、幼児期の教育においては、幼児の発達の特性を踏まえ、人権尊重の精神の芽生えを育むことに努める。

② 研究指定校等による実践的調査研究や各種資料の作成等により、人権教育に関する指導内容・方法を充実させる。また、このような趣旨を実現するため、地方公共団体や学校による、地域や学校の実態に即した取組を一層促進する。さらに、教員等を対象とする各種研修や情報の提供等により学校における人権教育を支援する。

③ 各大学における人権に関する教育・啓発活動について、一層の取組に配慮する。

(2) 社会教育における人権教育の推進

社会教育においても、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、人権尊重の意識を高める教育が推進されてきており、今後とも、人権を現代的学習課題の一つとして示した生涯学習審議会答申(平成 4 年(1992 年) 7 月)等を踏まえ、生涯学習の振興のための各種の施策を通じて、人権に関する学習を一層推進していく。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

① 公民館を始めとする社会教育施設を拠点とした学級・講座の開設、ボランティア活動の推進を図るとともに、大学の公開講座の実施等により、人権に関する学習機会を充実させる。

② 人権に関する学習活動を総合的に推進するための事業を実施する。

③ 非識字問題の解消を図る識字教育を充実するとともに、障害者等の学習機会を充実させる。

④ 人権に関する学習活動のための指導者養成、資料の作成、学習情報提供・学習相談体制の整備・充実を図る。

(3) 企業その他一般社会における人権教育等の推進

企業その他一般社会においても、人権思想の普及・高揚のための人権教育・啓発を推進しているところであるが、人権尊重の意識のさらなる高揚を図るため、特に以下の施

策を推進する。

① 人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策について調査研究する。

② 一般社会における人権教育の手法等に関する調査研究、人権教育に関するプログラムの開発及び人権擁護に関するマニュアル、パンフレット、教材、資料等の作成を行い、これによる効果的な啓発活動を推進する。

③ 世界人権宣言を始めとする国連人権関係文書の趣旨の普及・広報及びマスメディアの活用を図る。特に世界人権宣言採択 50 周年に当たる平成 10 年(1998 年)には、記念式典を始めとする各種記念事業を実施する。

④ 人権擁護委員を始めとする人権教育の指導者の育成及びボランティアの積極的活用を図る。

⑤ 人権に関する情報の整備・充実を行い、一般市民が利用しやすい環境を整備する。

⑥ 人権相談体制の充実により人権思想を普及・高揚させる。

⑦ 財団法人人権教育啓発推進センターにおける、人権教育及び人権啓発を推進し、支援するための活動に対して、関係省庁はこれを積極的に支援する。

⑧ 企業等に:対して就職の機会均等を確保するための公正な採用選考システムの確立が図られるよう指導・啓発を行う。

(4) 特定の職業に従事する者に対する人権教育の推進

人権教育の推進に当たっては、人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対して、人権教育に関する取組を強化する必要がある。

そこで、以下のとおり特定の職業に従事する者に対する研修等における人権教育の充実に努める。

① 検察職員

人権を尊重した検察活動を徹底するため、検察官及び検察事務官に対する各種研修における人権教育を充実させる。

② 矯正施設・更生保護関係職員等

ア 刑務所、拘置所、少年院及び少年鑑別所等の矯正施設における被収容者の人権の尊重を図る観点から、矯正施設の職員の各種研修における人権教育を充実させ、施設の監督職員に対する指導を行う。

イ 保護観察対象者並びに刑務所や少年院等矯正施設に在所中の者及び引受人等関係者の人権の尊重を図る観点から、保護司研修及び更生保護関係職員に対する各種研修における人権教育を充実・徹底する。

③　入国管理関係職員

出入国審査、在留資格審査等の対象たる外国人及び入国者収容所等の収容施設における被収容者の人権の尊重を図る観点から、入国審査官、入国警備官等に対する各種研修における人権教育を充実させる。

④　教員・社会教育関係職員

学校の教員や社会教育主事などの社会教育関係職員については、各種研修、資料の作成等を通じ、人権に関する理解・認識を一層向上させる。

⑤　医療関係者

医師・歯科医師・薬剤師・看護婦・理学療法士・作業療法士等医療関係者を育成する学校や養成所における人権教育を拡充する。

⑥　福祉関係職員

ア　民生委員・児童委員に対する人権に関する研修を充実させる。

イ　ホームヘルパーや福祉施設職員に対する子ども、高齢者、障害者等の人権に関する研修を充実させる。

ウ　社会福祉施設職員及び介護福祉士等の養成・研修に対し、人権意識の普及・高揚が図られるようその教育研修の内容を充実させる。

エ　保母養成施設など児童福祉関係職員養成所における子どもの人権についての教育を充実させる。

⑦　海上保安官

法の励行に携わる海上保安官の人権を尊重する知識の涵養を図るため、海上保安大学校等の教育機関の学生に対する人権教育、海上保安官に対する階層別研修における人権教育を充実し、質の向上に努める。

⑧　労働行政関係職員

労働基準監督署職員及び公共職業安定所職員については、各種研修の場を通じ、人権に関する理解・認識を一層向上させる。

⑨　消防職員

消防大学校において、消防職員に対し、人権教育を実施する。

⑩　警察職員

人権を尊重した警察活動を徹底するため、「警察職員の信条」に基づく職業倫理教養の推進、適切な市民応援活動の強化を始めとする被疑者、被留置者、被害者その他関係者の人権への配慮に重点を置いた職場及び各級警察学校における教育訓練を充実させる。

⑪　自衛官

防衛大学校・各自衛隊の幹部候補生学校等における各教育課程での人権教育を推進する。

⑫　公務員

すべての公務員が人権問題を正しく認識し、それぞれの行政において適切な対応が行えるよう各研修における人権教育を充実させる。

⑬　マスメディア関係者

人権問題に関してマスメディアが大きな影響力を有していることに鑑み、マスメディアに従事する関係者において人権教育のための自主的取組が行われることを促す。

3.　重要課題への対応

人権教育の推進に当たっては、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV 感染者等、刑を終えて出所した人等の重要課題に関して、それぞれの固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下の平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する。

(1)女性

女性の人権に関しては、昭和 54 年(1979 年) 12 月、第 34 回国連総会で「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」 が採択され、近年の国際会議においてもその重要性が大きく取り上げられている。

平成 5 年(1993 年) 6 月にウィーンで開催された世界人権会議で採択された「ウィーン宣言及び行動計画」において、男女の平等な地位及び女性の人権、特に女性に対する暴力の根絶が打ち出され、同年 12 月には第 48 回国連総会において、「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」が採択された。さらに、国連環境開発会議や国際人口・開発会議、社会開発サミットでも女性の人権の重要性が強調された。

平成 7 年(1995 年) 9 月に北京で開催された第 4 回世界女性会議で採択された「北京宣言」において「女性の権利は人権である」と謳われ、「行動綱領」では、「女性と健康」、「女性に対する暴力」、「女性の人権」、「女性とメディア」、「女児」等 12 の重大問題領域が設定され、具体的な行動が提案された。

国内的には、平成 8 年(1996 年) 7 月、男女共同参画審議会から「男女共同参画ビジョン－21 世紀の新たな価値の創造－」が答申され、同年 12 月には、男女共同参画推進本部において、「男女共同参画 2000 年プラン－男女共同参画社会の形成の促進に関する平成 12 年(西暦 2000 年)度までの国内行動計画－」が策定された。

これらの動向及び「男女共同参画 2000 年プラン」を踏まえ、以下の取組を進める。

① 男女共同参画推進本部を中心に、男女共同参画社会の形成に向けて政府一体となった取組の一層の推進を図る。

② 政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するため、政府が率先垂範して取組を進めるとともに、企業、各種団体等に対し協力要請を行い、社会的気運の醸成を図る。

③ 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革を図るため、人権週間、婦人週間等多様な機会、多様な媒体を通じ、国民的広がりを持った啓発・広報活動を展開する。また、女性の権利に関連の深い国内法令や、女子差別撤廃条約、第 4 回世界女性会議「行動綱領」等の国際文書の内容の周知に努める。

④ 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等のため、啓発等を行うとともに、働くことを中心に女性の社会参加を積極的に支援するための事業やその拠点施設の整備を実施する。

⑤ 農山漁村の女性が農林漁業・農山漁村の発展に対し、男性とともに積極的に参画できる社会を実現するため、農林漁業や農山漁村社会でのパートナーである男性を含めた家庭及び地域社会において農山漁村の女性の地位向上・方針決定への参画促進のための啓発等を実施する。

⑥ 性犯罪、売買春、家庭内暴力等女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、厳正な取締りはもとより、被害女性の人権を守る観点から、事情聴取等を被害者の希望に応じた性別の警察官が行えるようにするなど、必要な体制を整備するとともに、事情聴取、相談等に携わる職員の教育訓練を充実する。

⑦ 外国人女性の人権を守る観点から、入国管理等に携わる職員に対する人権教育の充実を図る。

⑧ 性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害している現状を改善し、女性の人権を尊重した表現を行うよう、また、方針決定の場に女性を積極的に登用するよう、メディアの自主的取組を促す。

⑨ 家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野における男女平等を推進する教育・学習を充実させる。また、女性の学習・実践活動を通じた社会参加を促進する。

⑩ 我が国のイニシアティブにより国連婦人開発基金(UNIFEM)内に設置された「女性に対する暴力撤廃のための信託基金」に対して協力する。

⑪ 女性に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

(2) 子ども

基本的人権の尊重を基本理念に掲げる日本国憲法及びこれに基づく教育基本法、児童福

祉法等の法令並びに国際人権規約、児童の権利に関する条約等の国際条約の趣旨に沿って、政府のみならず、地方公共団体、民間団体、学校、家庭等、社会全体が一体となって相互に連携を図りながら幼児児童生徒の人権の尊重及び保護に向けた取組を推進する。

特に、以下の諸施策を積極的に推進する。

① 学校教育において、幼児児童生徒の人権に十分配慮し、一人一人を大切にした教育指導や学校運営が行われるよう、児童の権利に関する条約の趣旨・内容を周知する。また、社会教育においても、同条約の内容・理念が広く理解され、定着されるよう、公民館等における各種学級・講座等を開設し、学習機会を充実させる。

② いじめは、児童生徒の人権に関わる重大な問題であり、その解決のための真剣な取組を一層推進する。また、児童生徒一人一人を大切にした個性を生かす教育、教員に対する研修の充実、教育相談体制の整備、家庭・学校・地域社会の連携、学校外の様々な体験活動の促進など各種施策を推進する。

③ いじめ問題、虐待の防止など児童の健全育成上重大な問題についての総合的な取組を推進するとともに、児童の権利に関する啓発活動を推進する。

④ 犯罪等の被害に遭った少年に対し、カウンセリング等による支援を行うとともに、少年の福祉を害する犯罪の取締りを推進し、被害少年の救出・保護を図る。

⑤ 児童買春、児童ポルノ、児童売買といった児童の商業的性的搾取の問題が国際社会の共通の課題となっており、我が国としても、児童の商業的性的搾取の防止等について、積極的に取り組む。

⑥ 子どもの人権を守るための「子どもの人権専門委員」制度を充実・強化するとともに、電話相談を含めた人権相談体制を充実させる。

⑦ 保育所保育指針における「人権を大切にする心を育てる」ため、この指針を参考として児童の心身の発達、家庭や地域の実情に応じた適切な保育を実施する。

(3) 高齢者

高齢者が安心して自立した生活を送れるよう支援するとともに、高齢者がそれぞれの経験と能力を生かし、高齢社会を支える重要な一員として各種の社会的な活動に積極的に参加できるための条件の整備を図る。

① 学校教育においては、高齢化社会の進展を踏まえ、主に社会科や道徳、特別活動において福祉教育を推進する。

② 高齢者の学習機会の体系的整備並びに高齢者の持つ優れた知識・経験等を生かして社会参加してもらうための条件整備を促進する。

③　高齢者と他の世代との相互理解や連帯感を深めるため、世代間交流の機会を充実させる。

④　「敬老の日」の行事を通じ、広く国民が高齢者の福祉について関心と理解を深める。

⑤　高齢化が急速に進行している農山漁村において、高齢者が精神的、身体的、経済的、社会的な面において生涯現役を目指し、安心して住み続けられるよう支援する。

⑥　高齢者が長年にわたり培ってきた知識、経験等を活用し、65 歳まで現役として働くことができる社会を実現するため、60 歳定年の完全定着、継続雇用の推進、多様な形態による雇用・就業機会の確保のための啓発活動に取り組む。

⑦　虐待その他高齢者に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の高揚を図るための啓発を行い、人権相談体制を充実させる。

(4) 障害者

障害者のライフステージの全ての段階において全人間的復権を目指すリハビリテーションの理念と、障害者が障害のない人と同等に生活し活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念の下に、特に次のような施策の推進を図る。

①　障害者の自立と社会参加をより一層推進し、障害者の「完全参加と平等」の目標に向けて「ノーマライゼーション」の理念を実現するための啓発・広報活動を推進する(障害者の日及び週間を中心とする啓発・広報活動等)。

②　障害のある子どもに対する理解と認識を促進するため、小・中学校等や地域における交流教育の実施及び講習会の開催、小・中学校の教員等のための指導資料の作成・配布、並びに学校教育関係者及び保護者等に対する啓発事業を推進する。

③　精神障害者に対する差別、偏見の是正のため、地域精神保健福祉対策促進事業等に基づきノーマライゼーショシの理念の普及・啓発活動を推進し、精神障害者の人権擁護のため、精神保健指定医、精神保健福祉相談員等に対する研修を実施する。

④　障害者の社会参加と職業的自立を促進するため、障害者雇用促進月間を推進し、全国障害者雇用促進大会及び身体障害者技能競技大会を開催するとともに、情報誌の発行等事業主を始めとする国民全般に対する啓発活動を推進する。

⑤　障害者に対する差別や偏見を解消するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

(5) 同和問題

同和問題に関する差別意識の解消を図るに当たっては、地域改善対策協議会意見具申(平

成 8 年(1996 年)5 月 17 日)を尊重し、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果等を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育、人権啓発として発展的に再構築し、その中で同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、今後とも、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組を踏まえて以下の施策を積極的に推進する。

① 同和問題に関する差別意識の解消に向けた教育及び啓発に関する事業については、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について(平成 8 年(1996 年) 7 月初日閣議決定)」 に基づき、次の人権教育・人権啓発の事業に再構成して推進する。.特に教育に関する事業については、学校、家庭及び地域社会が一体となって進学意欲と学力の向上を促進する内容をも含むものとして推進する。

ア 人権問題啓発推進事業

イ 小規模事業者等啓発事業

ウ 雇用主に対する指導・啓発事業

エ 教育総合推進地域事業

オ 人権教育研究指定校事業

カ 人権教育総合推進事業

キ 人権思想の普及高揚事業

② 隣保館において、地域改善対策協議会意見具申(平成 8 年(1996 年) 5 月 17 日)に基づき、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、総合的な活動を推進する。

③ 今後の教育及び啓発の中で同和関係者の自立向上という目標を重視するとともに、えせ同和行為の排除を徹底する。また、同和問題についての自由な意見交換のできる環境づくりを推進する。さらに、教育の中立性を確保する。

(6) アイヌの人々

アイヌの人々に対する取組に当たっては、国民一般が、アイヌの人々の民族としての歴史、文化、伝統及び現状についての理解と認識を深め、その人権を尊重していくことが重要であり、その観点から特に以下の施策に取り組む。

① 平成 8 年(1996 年) 4 月の「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」報告書の趣旨を尊重して、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に基づき、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌの伝統及びアイヌ文化（以下「アイヌの伝統等」という。）が置かれている状況等に鑑み、アイヌ文化の

振興並びにアイヌの伝統等に関する国民に対する知識の普及及び啓発を図るための施策を推進する。

② 学校教育におけるアイヌの人々の人権についての教育は、社会科等において取り上げられており、今後とも引き続き、基本的人権尊重の観点に立った教育推進のための教員の研修を充実させる。

③ 各高等教育機関等におけるアイヌ語やアイヌ文化に関する教育研究について、取組に配慮する。

④ 生活館において、アイヌの人々の生活の改善向上・啓発等の活動を推進する。

⑤ アイヌの人々に対する人権侵害の発生を防止するため、人権尊重の意識の普及・高揚を図るための啓発活動を充実・強化するとともに、人権相談体制を充実させる。

(7) 外国人

今日、我が国社会は、諸外国との人的・物的交流の増大に伴い、外国人をめぐって様々な人権問題が生じている。

そこで、外国人に対する偏見・差別を除去するため、特に以下の施策を推進する。

① 外国人に対する人権問題の解決を図るため、外国人のための人権相談体制を充実させる。

② 外国人に対する差別意識解消のための啓発活動を推進する。

③ 定住外国人に対する嫌がらせや差別事象の発生を根絶するための啓発活動を推進する。

(8) HIV 感染者等

① HIV 感染者

ア 世界エイズデーの開催や、エイズに関するパンフレットの配布、各種の広報活動等を通じて、エイズ患者や HIV 感染者に対する偏見・差別を除去し、エイズ及びその感染者への理解を深めるための教育・啓発活動を推進する。

イ 学校教育においては、発達段階に応じて正しい知識を身に付けさせることにより、エイズ患者や HIV 感染者に対する偏見や差別をなくすため、エイズ教育を推進し、教材作成及び教職員の研修を充実させる。

ウ エイズ患者や HIV 感染者に対する誤解・偏見や差別意識を持つことのないよう、エイズに関する理解の促進のための学習機会を充実させる。

エ 職場におけるエイズ患者や HIV 感染者に対する誤解等から生じる差別の除去等のためのエイズに関する正しい知識を普及する。

② ハンセン病

ハンセン病については、平成 8 年(1996 年)に「らい予防法」が廃止されたところであるが、ハンセン病に対する差別や偏見の解消に向けて、ハンセン病資料館の運営、啓発

資料の作成・配布等を通じて、ハンセン病に関する正しい知識の普及を推進する。

(9) 刑を終えて出所した人

刑を終えて出所した人に対する偏見・差別を除去し、これらの者の社会復帰に資するための啓発活動を実施する。

(10) その他

以上のほか、人権に関するその他の課題についても引き続き、偏見・差別を除去し、人権が尊重されるための施策を推進する。

4. 国際協力の推進

我が国は人権教育の分野での国際協力においても積極的な役割を果たしていくべきであり、その推進に当たっては、必要に応じ国連人権高等弁務官、国連人権センター等とも連携していくこととする。

① 国連総会、国連人権委員会における「人権教育のための国連 10 年」に関する取組に貢献する。

② 国連に設けられた「人権分野における諮問サービス及び技術的援助のための自発的基金」等の人権関係基金に協力し、これらの基金を用いて国連人権センター等が開発途上国に対して実施する人権教育関連のプロジェクトに寄与する。

③ 我が国からの開発途上国に対する人権教育関連の協力を引き続き推進する。

④ 我が国において国際的な人権シンポジウムを開催する.特に人権教育をテーマとすること、世界人権宣言採択 50 周年に当たる平成 10 年(1998 年)には同宣言をテーマとすることを検討する。

⑤ 本国内行動計画については、国連人権高等弁務官に報告する。

5. 計画の推進

(1) この計画を実施するため、政府においては、人権教育のための国連 10 年推進本部を軸として、行政機関相互の密接な連携を図りつつ、総合的な施策を推進するとともに、各省庁の施策の実施に当たっては、本行動計画の趣旨を十分踏まえることとする。また、「人権教育のための国連 10 年」の趣旨等について様々な機会をとらえ周知を図る。さらに、本行動計画の施策の積極的な推進等を通じ.人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進するための体制の在り方について検討する。政府全体の取組における連絡調整体制の在り方についても併せて検討する。

(2) 本行動計画の実施に当たっては、人権擁護施策推進法に基づき法務省に設置された、人

権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項等を調査・審議する人権擁護推進審議会における検討結果を反映させる。

(3) 様々な差別意識の解消を図り、すべての人の人権尊重の意識を高めていくためには、地方公共団体その他の公的機関、民間団体等の果たす役割が大きい。このことに鑑み、これらの団体等が、それぞれの分野において、本行動計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待するとともに、本行動計画の実施に当たっては、これらの団体等の取組や意見に配慮する。

(4) この計画の推進状況について、定期的にフォローアップを行い、その結果を施策の推進に反映するとともに、この計画自体を必要に応じ見直す。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日公布施行

(目的)

第 1 条　この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条　この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

(基本理念)

第 3 条　国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条　国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条　国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第 8 条　政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策につい

ての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第 9 条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附則

(施行期日)

第1条　この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 8 条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第 2 条　この法律は、この法律の施行の日から 3 年以内に、人権擁護施策推進法(平成 8 年法律第 120 号)第 3 条第 2 項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。